

沼津市農業委員会における行政書士等の代理人による申請手続等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行政書士等の代理人による沼津市農業委員会への申請手続等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義について、次の各号に定めるところによる。

(1) 依頼人

申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする譲受人若しくは譲渡人又は賃借人若しくは賃貸人をいう。

(2) 代理人

依頼人から委任を受けた行政書士等をいう。

(3) 代理申請

依頼人に代わって法律行為を行い、その法律上の効果を直接依頼人に帰属させる行為として、代理人が行う申請等をいう。

(4) 代行申請

依頼人から委任を受けていない者が申請等書類を預かり提出することをいう。

(代理申請時の申請等書類の記載方法)

第3条 代理申請する場合は、申請等書類に当該代理人の住所氏名を記名し、職印を押印する。

(代理申請時の委任状の提出)

第4条 代理申請する場合には、申請等書類のほか、次のとおり委任状を添付するものとする。

ア 委任状には、依頼人の住所氏名を署名又は記名押印する。

イ 委任状には、委任の範囲に関して、依頼人が何の手続きを委任したかがわかるよう、委任事項及び申請等の内容並びに申請等にかかる農地の所在、地目及び地積などを具体的に記入する。

(代行申請時の申請等書類の記載方法)

第5条 代行申請する場合は、依頼人が申請等書類に署名又は記名押印する。依頼人がやむを得ない事情により署名又は記名押印できないときは、代筆を認め、この場合申請等書類に代筆者の欄を設け、依頼人との関係、住所等を記載の上、署名又は記名押印する。

(提出者の身分確認)

第6条 依頼人以外の者が申請等書類を提出する場合には、前3条に規定する方法で申請等がなされているかを確認した上で、提出者の身分を確認するものとする。

2 前項により提出者の身分が確認できないなど、申請等が適切になされていないと判断した場合は、申請等書類を受理せず、書面の送付その他の方法によって、依頼人に事実確認するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、沼津市農業委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。